

○特定用途制限地域における特例許可基準

A. 地域の良好な環境を害するおそれがないもの

1. 主として当該地域の周辺居住者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営むもの
2. 特定用途制限地域内に存する鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要なもの
3. 農業、林業若しくは漁業の用に供するもので政令第 20 条第 1 項から第 4 号に掲げる施設以外のもの又は特定用途制限地域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要なもの
4. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定める利用目的によるもの
5. 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供するもの
6. 特定用途制限地域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供するもので、これらの事業活動の効率化を図るために必要なもの
7. 政令第 29 条の 6 第 1 項で定める危険物の貯蔵又は処理に供するもので、市街化区域又は用途地域内において建築又は建設することが不適当なもの
8. 前各号に規定するもののほか、政令第 29 条の 7 第 1 項で定めるもの

B. 公益上やむを得ないもの

次の建築物で、その立地がやむを得ないと認められるもの

1. 特定用途制限地域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのためのもの
2. 特定用途制限地域内のものを対象とし、その周辺で研究する必要のあるもの
3. 長浜市公有財産の利活用に関する基本方針に基づき、売却、譲渡もしくは貸与等をされる施設で、市長が認めた公益性の高い事業に利用されるもの
4. 前各号に規定するもののほか、公益上やむを得ないと市長が認めるもの

※ 「法」とは都市計画法のことを、「政令」とは都市計画法施行令のことをいう。